令和2年度 第1回

川口市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和2年7月31日(金)

午後1時30分

会 場 第一本庁舎8階

第3·4委員会室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 多子世帯の子どもに係る均等割保険税の減免制度の創設について
 - (2) 特定健康診査における被保険者の自己負担額の無料化について
- 4 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金制度の創設について
 - (2) その他
- 5 閉 会

令和2年度第1回

川口市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和2年7月31日 川口市国民健康保険課

川口市国保の現況(令和2年度予算)

<加入世帯数および加入者数>

令和2年度(R2年4月1日) 88,233世帯 133,414人

令和元年度(H31年4月1日) 90,026世帯 138,755人

<加入世帯の状況> (加入世帯の状況は、令和2年5月末現在)

自営業者10.0% 年金生活者等の無職40.0% 被雇用者39.9% その他10.1%

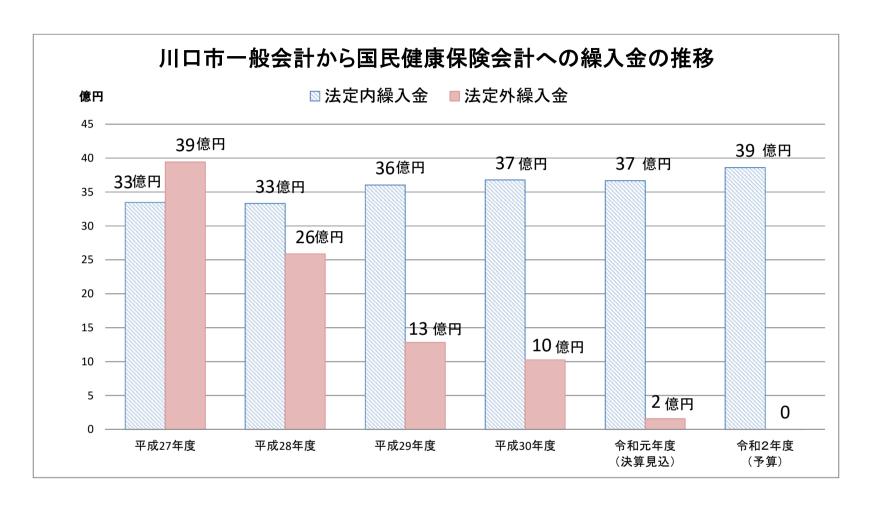
<予算規模:551億円>

<u>(歳</u>	<u>出</u>	<u>)</u>	

/ JE 3 \

NAX ELI /			
医療保険給付費	国保事業費 納付金	保健 事業 費	その他
373億円	161億円	7億円	

<u>(咸人</u>				
	国・県からの交付金	保険税	そ の 他	市繰入金
	375億円	132億円	5億円	39億円



(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (決算見込)	令和2年度 (予算)
法定内繰入金	3,346,248	3,330,702	3,603,563	3,677,101	3,667,442	3,859,568
法定外繰入金	3,943,357	2,588,670	1,282,101	1,026,221	157,736	545
繰入金 計	7,289,605	5,919,372	4,885,664	4,703,322	3,825,178	3,860,113
国保会計決算額	73,215,118	71,104,460	68,270,741	56,828,434	55,652,537	55,109,100

(1) 多子世帯の子どもに係る均等割保険税の減免制度の創設について

【実施の趣旨】

国民健康保険税の均等割については、年齢や所得に関係なく一律に定額が 賦課されることから、子育て世帯、とりわけ多子世帯の保険税負担が大きくな っている。

- 一方、本市の国民健康保険財政については、保険税の収納率の向上や制度改 正による公費拡充などにより令和2年度は赤字が解消する見込みである。
- こうした背景を踏まえ、多子世帯への負担軽減を図るため、子どもにかかる均等割額を減免する制度を本市独自に新設するもの。

【方針案】

- 高校生年代までの第3子から均等割額(計37,000円)を全額免除とする。
- ・令和3年度から実施する。
 - ※所得制限は設けない。ただし、賦課限度額適用世帯については、対象外とする。

税条例に基づく

- ※保険税の完納条件は設けない。(所得の申告は必須とする)
- ※減免の対象となる保険税は納期未到来分とする。
- ※申請によるものとする。

(該当世帯には当初納通時に申請書を同封する)

【対象人数及び必要財源】

第3子以降の人数 約1,000人 均等割減免必要額 約3,000万円

【実施に伴う措置】

- ○川口市国民健康保険税条例(第26条)を改正する。
- これまでの申請減免(罹災・困窮・減収)も含めた減免要綱を制定する。
- 国保システムの改修を行う。(今年度中の改修が必要)

(2) 特定健康診査における被保険者の自己負担額の無料化について

【特定健康診査とは】

40歳から74歳までの方を対象に、保険者が実施するメタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)に着目した健診

【目的】

糖尿病や高血圧症や脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化の予防

【対象者】

40歳以上の川口市国民健康保険加入者

【実施期間】

6月1日から翌年2月末日

【実施場所】

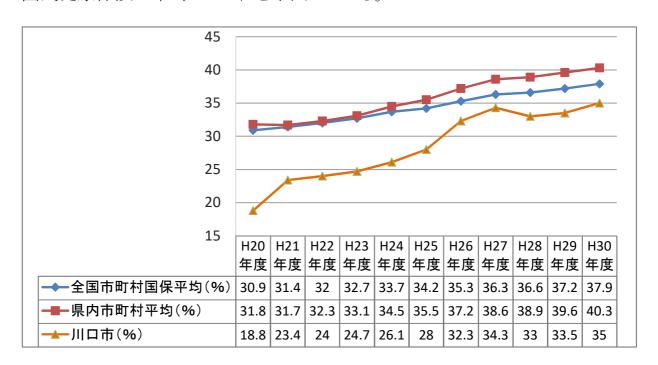
市内指定医療機関(個別健診)

【健診内容】

基本項目:問診、診察、血圧測定、身体計測、血液検査、尿検査、心電図検査

【受診率の推移】

平成30年度の受診率は35.0%で2年連続上昇しているが、県内市町村 国民健康保険の平均40.3%を下回っている。



【特定健康診査の実施状況】

①埼玉県内市町村

①埼玉県内市町村						
自治体名	受診率	自己負担(円)	受診率順位			
さいたま市	36.9%	0	52			
川越市	41.9%	0	30			
熊谷市	32.7%	0	63			
川口市	35.0%	500	57			
行田市	35.9%	500	55			
秩父市	38.5%	1,000	48			
所沢市	40.5%	800	39			
飯能市	47.5%	0	9			
加須市	41.0%	0	33			
本庄市	34.0%	0	60			
東松山市	37.7%	1,000	50			
春日部市	45.6%	1,100	15			
狭山市	39.5%	0	42			
羽生市	42.3%	1,000	28			
鴻巣市	46.3%	1,000	13			
深谷市	36.7%	500	53			
上尾市	46.6%	0	10			
草加市	39.2%	0	45			
越谷市	41.5%	0	32			
蕨市	46.6%	800	11			
戸田市	44.8%	0	18			
入間市	41.5%	0	31			
朝霞市	42.4%	0	26			
志木市	42.1%	1,000	29			
和光市	45.0%	1,000	16			
新座市	39.7%	0	41			
桶川市	47.7%	1,000	8			
久喜市	42.9%	0	24			
北本市	43.6%	1,500	21			
八潮市	37.8%	500	49			
富士見市	44.0%	1,000	20			
ふじみ野市	47.9%	1,000	6			
三郷市	34.1%	1,000	59			
蓮田市	42.6%	1,000	25			
坂戸市	39.4%	500	43			
鶴ヶ島市	36.6%	0	54			
日高市	44.6%	0	19			
白岡市	40.6%	0	38			
幸手市	43.6%	0	23			
吉川市	46.3%	900	12			
		》 沙·· 安·· / · · · · · · · · · · · · · · · ·				

※平成30年度実施分法定報告値を使用

+ V/. H. +	₩ +	4 - 2 / LE / EE /	亚头土压
自治体名	受診率	自己負担(円)	受診率順位
伊奈町	53.7%	0	1
三芳町	43.6%	1,000	22
毛呂山町	47.9%	500	7
越生町	40.8%	500	34
滑川町	40.8%	1,000	35
嵐山町	48.9%	500	5
小川町	40.8%	1,000	36
ときがわ町	40.7%	800	37
川島町	48.9%	0	4
吉見町	42.3%	1,000	27
鳩山町	33.7%	1,000	61
横瀬町	44.9%	0	17
皆野町	34.4%	0	58
長瀞町	35.1%	0	56
小鹿野町	37.6%	0	51
東秩父村	50.8%	0	3
美里町	46.3%	0	14
神川町	38.8%	0	47
上里町	39.4%	0	44
宮代町	51.3%	0	2
杉戸町	39.0%	1,000	46
松伏町	33.1%	1,000	62
寄居町	40.4%	0	40

受診率の県内順位

平成29年度	平成30年度
60位	57位

自己負担金の状況

自己負担金	市町村数
0	31
500	8
800	3
900	1
1,000	18
1,100	1
1,500	1
計	63

63市町村中

有料 32市町

無料 31市町村

【受診率向上に向けて実施した主な取り組み】

- ①周知活動
 - ・広報紙やホームページ、キャスティビジョン、バスの車内ポスター掲示 等による周知
 - イベントでのチラシ配布

②受診勧奨

- •未受診者の属性にあわせた受診勧奨通知の送付
- ・未受診者への電話勧奨

③健診内容の充実

・心電図検査と貧血検査を基本項目に追加(平成30年度~)

4)その他

- ・診療情報提供事業の実施(平成26年度~)
- ・事業者健診等データの提供依頼

【後期高齢者健康診査の状況について】

75歳以上の後期高齢者に対する健康診査については、埼玉県後期高齢者 医療広域連合の方針に基づき、令和2年度から自己負担額の無料化を実施 している。

【無料化するために必要な経費について】

特定健康診査の無料化を実施した場合、約1千万円程度の経費増が見込まれる。

◎特定健診にかかる経費

年度	全受診件数	自己負担額	無料化実施による市の負担増
平成28年度	22,523	500	11,261,500
平成29年度	20,437	500	10,218,500
平成30年度	20,829	500	10,414,500
過去3年間の平均			10,631,500

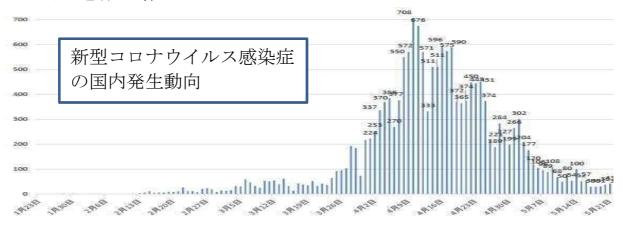
※被保険者数が減少傾向にあるため、今後受診率が向上したとしても、市の 負担が大幅に増加するとは考えにくい。 ○ 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金制度の創設について

【制度概要】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、被用者が感染した場合等に休みやすい環境を作るため、対象者に傷病手当金を支給するもの。

国民健康保険法において、各保険者は、条例又は規約の定めるところにより傷病手当金を支給できるものとされており、国からの要請を受け、傷病手当金の支給に向けた条例等の整備を行った。なお、傷病手当金の支給にあたっては、国が特例的に支給額全額について財政支援を行うとされた。

<国内感染者の発生動向> 4月に急激に増加



【市の対応】

感染拡大防止のため、早急な対応が求められたことから、専決処分にて条 例改正等を行った。

令和2年4月30日 国民健康保険条例改正及び関連予算の専決処分 令和2年6月市議会定例会にて専決処分の承認

【市民等への周知】

令和2年5月1日市ホームページ掲載令和2年6月広報かわぐち掲載

令和2年6月23日 被保険者証郵送時にリーフレット同封

【対象者】

新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり、 感染が疑われる被用者(国保加入者のうち給与を受けているかた) ※事業主・フリーランス等は対象外

【支給対象期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間

【支給額】

給与収入の3分の2 (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を 就労日数で除した金額×2/3×日数)

【適用期間】

令和2年1月1日~9月30日の間で就労できない期間

【支給状況】

支給済み 0件

申請済み 2件

申請予定 2件 ※R2.7.16 時点